令和9年度から**教員・幼稚園教諭**として

採用される皆様へ

奨学金の返還を

最大１５０万円

サポートします

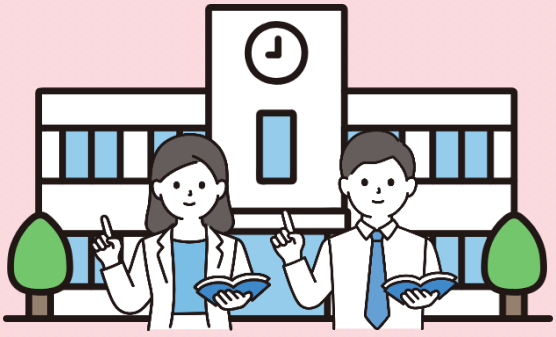

申請は**令和９年６月**受付開始予定！

お忘れなく！

詳細はこちら

公益財団法人
東京都私学財団

返還支援までの流れ

令和９年
６月～８月
申請

令和９年
10月頃
交付候補者
認定通知

令和10年
４月
在職証明書
を財団に提出

令和10年
７月以降
財団から
奨学金貸与団体に
代理返還

忘れずに！

支援終了まで毎年実施します（最長10年間）

対象者

私立学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等)に
令和７年４月１日以降に採用された方のうち、
以下要件すべてに該当する方

① **正規の教員**(※)として雇用されている。
※「私立学校経常費補助金」の算定対象となる教員
② 私立学校共済組合等に加入している。
③ 週5日以上（定時制にあっては4日以上）勤務している。
④ 教員免許を所有している。

支援内容

大学等の在学時に貸与を受けた奨学金額のうち、
申請時点の**返還残額の２分の１**の額
（最大**150万円**まで）を支援します
※ 最長、10年に分けての支援となります。

よくある質問

FAQ

お問合せ先

Webで
お問合せ

ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい！

お問合せ先:(公財)東京都私学財団　奨学金代理返還担当 ☎03-5579-2313